

仕様書

1 業務名

令和5年度 建設系産業廃棄物の適正処理に向けた処理状況調査業務

2 目的

札幌市では、第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画に基づき、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進し、総合的な産業廃棄物の処理に係る指導に取り組んでいる。

第5次指導計画では、計画目標を達成するうえで重要である「建設系産業廃棄物」「廃プラスチック類」「廃石膏ボード」について着目し、最終処分率及び再生利用率を参考指標として位置付けている。特に「建設系産業廃棄物」は、上下水道汚泥を除き、全業種の中で市内における排出量が最も多く、最終処分率及び再生利用率への影響が大きい状況である。

本業務では、高断熱、高気密住宅が普及している等の札幌市の地域特性を踏まえ、札幌市内で発生する「建設系産業廃棄物」の市域内及び市域外での処理の実態を把握し、再生利用率の向上に向けた方策を検討するとともに、将来的な処理のあり方を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

3 履行期間

令和6年3月29日（金）までとする。

4 業務内容

(1) 文献調査

新築、改修、解体現場から現在発生している、又は今後排出量の増加が見込まれる産業廃棄物について、処理の実態及び今後の見込みに関する調査を行う。

ア 調査項目

(ア) 現在発生している中間処理が困難である産業廃棄物（例えば、塩素系プラスチック等を想定）、今後2040年頃までに排出量の増加が見込まれる産業廃棄物（例えば、石膏ボード、グラスウール、サイディング、太陽光パネル、プラスチック等を想定）の種類と処理の実態（道内、道外）、課題、リサイクル技術向上の動き

(イ) 国の対応方針や関連法の改正等の動向

(ロ) 道内事業者（排出事業者、処理業者等）や関連団体の動向

(ハ) 建設系産業廃棄物の減量化やリサイクルの推進につながる他都市の取組事例の調査（民間企業の行動変容につながる取り組みであれば廃棄物分野に限らない）

イ 調査方法

文献調査

(2) 処分状況等アンケート調査

札幌市内外の処分業者において、札幌市内から排出される建設系産業廃棄物の処分の状況について、以下のとおりアンケート調査を行う。

ア 調査項目（A4版両面（計2ページ）程度を想定）

(ア) リサイクル意識の変化

- (イ) 分別の徹底
- (ウ) 分別の改善余地がある業種
- (エ) 中間処理が困難とされている産業廃棄物のうち受入れ可能、または今後受入れ可能な産業廃棄物
- (オ) 現状の受入れの課題
- (カ) 受入れの課題の改善見込み 等

イ 調査方法

- (ア) 郵送によるアンケート調査
- (イ) 調査対象

市内外の間接処理業者（250社程度）及び最終処分業者（40社程度）を対象とする。

- (ウ) その他

督促は要しない。なお過去の同様のアンケート調査では回収率は40%～90%である。

(3) 処分状況等ヒアリング調査

上記(1)の文献調査で中間処理が困難とされている産業廃棄物を、上記(2)のアンケート調査で受け入れ可能、または今後受入れ可能と回答した許可業者等に対して、以下のとおりヒアリング調査を行う。

ア 調査項目

上記(1)の文献調査と上記(2)のアンケート調査を踏まえ、中間処理が困難とされている産業廃棄物、今後2040年頃までに排出量の増加が見込まれる産業廃棄物の処理について、現状の課題や今後の動向等を詳細にヒアリング調査する。具体的には札幌市と協議の上、決定する。

イ 調査方法

- (ア) ヒアリング調査
- (イ) 調査対象

15社程度を対象とする。

(4) 建設系産業廃棄物の減量化やリサイクルの推進に向けた方策検討

ア 複数の方策案を提案すること。

イ それぞれの方策案について具体的な手法、必要経費、効果予測等を示すこと。

ウ 民間企業の行動変容につながるよう、経済的な観点等を含めること。

5 業務実施に当たっての留意事項

(1) 業務進行に当たり、札幌市が提供すべき資料がある場合は、必要に応じて提供する。

(2) 本業務に伴って作成・収集した資料（アンケート調査票等）については、本業務完了まで、受託者の責任において全て保管し、業務完了後には本市と協議の上、取扱いを決定すること。

6 提出すべき成果品

(1) 成果品

ア 調査結果報告書（A4版）1部

イ 調査結果報告書概要版（A4版）1部

ウ 電子データ（報告書作成に使用したデータ等も含む）

(2) 成果品の取扱いについて

成果品はすべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の承諾を得ずに他に公表、貸与又は使用してはならない。

7 特記事項

- (1) 業務の詳細については本市と協議すること。
- (2) 業務に疑義が生じた場合は本市と協議し、指示を受けること。

8 環境負荷の低減

本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

9 その他

- (1) 業務の契約は、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）による。
- (2) 契約金額には、郵送費用等を含む必要経費一切を含むものとする。
- (3) あらかじめ事前打ち合わせを実施すること。
- (4) この業務において、知り得た情報は一切他に漏らさないこと。
- (5) 業務完了後6ヶ月間は、本市からの業務の内容についての確認に対する回答を行うこと。
- (6) そのほか業務実施に疑義を生じた場合には、その都度、本市の指示に従って実施すること。

10 担当

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階

環境局環境事業部事業廃棄物課産業廃棄物係 濱田大輔、渡邊隆司 TEL011-211-2927